

**国務院弁公庁が商務部と科学技術部に対し、  
「研究開発拠点設置に関する更なる外資奨励のための若干の措置」を通達**

近日、国務院弁公庁は、商務部および科学技術部に対し、「研究開発拠点設置における更なる外資奨励のための若干の措置」(以下、「若干の措置」)を通達した。

「若干の措置」は、イノベーション主導の発展戦略の実施を加速し、国際的な科学技術の交流と協力を拡大するために、外資企業の研究開発拠点は科学技術の研究開発とイノベーション活動を行うための支援を強化し、新たな発展パターンの構築と質の高い発展の促進に役立つ積極的な役割をよりよく発揮する必要があると指摘している。「若干の措置」は、4分野16の政策措置を提案している。

第一に、科学技術イノベーションの発展支援である。科学技術イノベーションサービスの最適化、基礎研究の奨励、産学・研究機関間の共同イノベーションの推進、オープンイノベーション・プラットフォームの構築支援、科学技術イノベーションへの財政支援の改善、政府プロジェクトへの参加チャネルの開放などである。

第二に、研究開発の利便性向上である。法律に基づき研究開発データの国境を越えた流れをサポートし、知的財産権の対外移転と技術の輸出入の管理プロセスを最適化し、研究材料の通関と監督プロセスを最適化し、外資企業の研究開発拠点が研究開発のために一時的に輸入した重要な研究開発設備と試験車両の再輸出期間を規定に基づき延長することをサポートする。

第三に、海外人材の導入促進である。海外人材がチーム単位で中国に長期または永続的に滞在することを認め、労働許可証の申請手続きを最適化し、海外人材が職業資格を申請することを奨励し、海外人材に対する奨励と補助を強化し、海外人材に対する国境を越えた資金回収と支払いの円滑化を推進する。

第四に、知的財産の保護水準の向上である。営業秘密保護の規則制度の改善を加速し、知的財産権保護センターの建設を強化し、知的財産権の執行レベルを向上させ、知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度を全面的に実施し、行政裁定の執行を増加させる。

本措置は、商務部と科学技術部がすべての関連部門・単位と連携して、責任分担に従って組織的な保障措置を強化し、調整と協力を強化し、優れた政策発表を行い、関連措置の実施と効果を確保するために適時に支援政策を策定することを求めている。各地方は、実際の状況を考慮し、管理とサービスを最適化し、外資企業の研究開発拠点が法律に従って支援政策を享受できるよう、関連措置の実施を促進する必要がある。

出所: 中華人民共和国中央人民政府公式サイト(2023年1月18日付)

[http://www.gov.cn/xinwen/2023-01/18/content\\_5737798.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2023-01/18/content_5737798.htm)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。